

耐震補強事業 Q & A

〈補強内容について〉

Q1 耐震性能判定表や耐震診断報告書に、工事等を行うことが必要である旨記載されていれば、全て耐震補強事業の国庫補助対象としてよいのか。

(答) 耐震補強事業の国庫補助対象となるのは学校建物そのものの耐震性能向上を趣旨とした工事であつて、更に耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされている必要があります。このため、耐震性能判定表や耐震診断報告書に記載されていることのみを根拠に耐震補強事業の国庫補助対象とすることはできません。

なお、当該工事等が補強工事の施工に伴い必要となる工事であることが合理的に説明できるものであれば、「補強の関連工事」として、耐震補強事業の国庫補助の対象となります。

Q2 「庇、塔屋、防水層、雑壁等の撤去・付替等学校建物の軽量化等」とあるが、これらの「等」とはどのようなものか。

(答) 「雑壁等」はバルコニーやその手すり、高架水槽等の設備などが考えられます。また、「学校建物の軽量化等」は、これらを撤去したり軽いものに付け替えたりすることで建物の偏心率を改善することなどが考えられます。

Q3 耐震性能判定表に明記されたコンクリートブロック壁の撤去及び乾式壁（石膏ボード）への改修は、耐震補強事業の国庫補助対象となるか。

(答) 当該工事が荷重軽減などで建物の耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされている場合は、耐震補強事業の国庫補助対象となります。

ただし、構造計算等により学校建物の耐震性能向上に資することを明確にすることなく、コンクリートブロック壁の倒壊等を防止するために工事を行う場合は、耐震補強事業の国庫補助対象とはならず、所定の要件を満たす場合に、防災機能強化事業の国庫補助対象になると考えられます。

Q4 渡り廊下や外部階段の耐震化は、耐震補強事業の国庫補助対象となるか。

(答) 渡り廊下や外部階段の耐震化については、学校建物の耐震補強事業と一体的に行い、かつ、それ自体の耐震化の必要性が構造計算等により明確に示されている場合は、耐震補強事業の対象となります。

〈補強の関連工事について〉

Q5 「補強内容の施工に係る必要最小限の範囲」とはどのような範囲をいうのか。

(答) 事業（工事）ごとに個別に判断することが必要となるため、一律に具体的な範囲を定めることはできませんが、補強工事との因果関係を合理的に説明できる範囲である必要があります。

Q6 補強対象建物の窓ガラスを強化ガラス等に変更する工事や、非構造部材の耐震化工事は、補強の関連工事にはあたらないのか。

(答) 補強工事の施工上必要となる最小限の範囲については補強の関連工事となりますが、それ以外の場合については、所定の要件を満たす場合に、防災機能強化事業の国庫補助対象になることが考えられます。

Q7 「建築基準法、消防法等の規定により」とあるが、この「等」とはどのようなものか。

(答) 「消防法等」は、建築基準法施行令や消防法施行令のほかに、地方公共団体で定めている条例が考えられます（例えば、条例において防火区画に関して独自に定めている事項がある場合など。）。

Q8 「補強工事に伴い低下する室内外環境条件（照度、温湿度等）を回復させる改修工事」とあるが、因果関係が明確にされていれば、耐震補強事業の国庫補助対象となるのか。また、どの程度まで回復させることが認められるのか。

(答) 補強工事に伴い照度等の室内外環境条件が悪化するなど、その因果関係が検証されていれば、耐震補強事業の国庫補助対象（補強の関連工事）となります。回復させる程度については、学校環境衛生基準などの現行基準を参考としてください。

Q9 「室内の照度等の検証を行ったものに限る」とあるが、この「等」とはどのようなものか。

(答) 「換気量」などが考えられます。

耐震補強壁の設置に伴い開口部が閉塞されて換気量が減少し、必要換気量が確保できないような場合において、これを回復するための工事は耐震補強事業の国庫補助対象（補強の関連工事）となります。

Q10 補強工事の影響範囲内で空調設備を新設したが、耐震補強事業の国庫補助対象として問題ないか。

(答) 補強工事の影響範囲内であっても、従前なかった設備を新たに設置する場合や、再取付が可能な既存の機器を設置せずに新しい空調設備を取り付ける場合は、原則として補強の関連工事とはなりません。

ただし、補強工事による開口部の閉塞、開口面積の減少等を検証した結果、室内の環境条件（温湿度）が著しく悪化することが明らかとなり、室内の環境条件を回復させる手段が空調設備の新設以外にないような場合は、空調設備の新設が耐震補強事業の国庫補助対象（補強の関連工事）として認められることがあります。

Q11 校舎屋上の防水改修工事によって建物が軽量化すれば、耐震性能が向上することは明白であると考えるが、この場合は耐震補強事業の国庫補助対象としてよいか。

(答) このような場合においても、老朽化対策との違いを明らかにするため、当該工事が学校建物の耐震性能向上を趣旨とした工事であることが構造計算で明確にされている必要があります。

Q12 耐震補強事業の国庫補助対象とならない事例を具体的に示してほしい。

(答) 以下に例として掲げた工事内容は、耐震補強事業の国庫補助対象とならないのでご注意ください。
(防災機能強化事業、大規模改造事業等の活用が考えられます。)

耐震補強事業の国庫補助対象とならない例

以下の工事のうち、構造計算等により学校建物の耐震性能向上に資することを明確にすることなく行うもの（耐震性能判定表や耐震診断報告書への記載の有無は問わない。）

- | | |
|----|---|
| 1) | 庇や煙突等に対する補強材の設置、鉄筋コンクリートの増打ち、付替え等の工事 |
| 2) | 外部階段や渡り廊下の鉄骨部材の補強又は付替え工事 |
| 3) | 屋上に設置されている高置水槽の付替え、高置水槽等の工作物の架台の補強、高置水槽や煙突の撤去工事 |
| 4) | 建物の軽量化等に資すると構造計算等に拘らずに判断して行った工事（例：屋上の防水層の改修、工作物や塔屋、パラペット、バルコニー等の撤去） |

以下の工事のうち、補強工事の施工箇所とは関連性のない箇所で施工されるものや、補強工事と関係なく行われる建築基準法や消防法等の法令（条例を含む。）に適合させるなどのために行うもの（いずれも耐震性能判定表や耐震診断報告書への記載の有無は問わない。）

- | | |
|----|------------------------------|
| 1) | コンクリートブロック壁（CB 壁）の転倒防止又は撤去工事 |
| 2) | ガラスブロックの補強又は撤去工事 |

3)	構造躯体ではない庇や煙突等に対する補強材（吊り材・方杖・柱等）の設置、鉄筋コンクリートの増打ち、付替え等の工事
4)	構造躯体ではない壁の亀裂部に樹脂を注入して、クラックや剥離部分を補修したり、防水性能を確保したりする工事
5)	構造躯体ではない外壁や天井を撤去して、ALC板等に張り替えるなどの工事
6)	地震時の揺れによる剥離・落下等を防ぐ目的で、柱や梁に仕上げ材を施したり、室内（教室や体育館）の天井材や床材を張り替えたり、天井一面にネットを張ったり、雑壁を補強したりする工事
7)	地震時の揺れによる落下を防ぐ目的で行う、照明器具・空調設備・視聴覚設備・バスケットゴール等の器具や設備の付替え、取付金具の更新工事
8)	防火区画、避難経路の確保などのために行う、防火扉・防火シャッター・非常口・タラップ・滑り台等の新設・改修等の工事（補強工事により避難経路が変更となるために必要となるなどの場合を除く。）
9)	教室等の居室と廊下との間の間仕切壁を撤去し、耐火構造又は準耐火構造の間仕切壁に付け替える工事
10)	現行の建築基準法に見合う必要換気量を確保するために、通気口や換気設備を新設する工事（補強工事に伴い換気量が減少することについて検討し、その結果、必要性が認められた場合を除く。）

〈その他〉

Q13 建物一棟全体で耐震補強事業を行う際、同一の建物内で構造区分が異なる場合、申請はどのようにしたらよいか。

(答) 原則として、構造区分ごとに1つの事業として申請してください。